

部落差別の解消に向けて

神奈川県・神奈川県教育委員会

1 同和問題とは(1)

日本社会の歴史的発展の過程で
形づくられた身分階層構造に基づく
差別により、日本国民の一部の人々が
長い間、経済的、社会的、文化的に
低位の状態を強いられ、日常生活の上で
様々な差別をうけるなどの、
我が国固有の重大な人権問題。

1 同和問題とは(2)

部落差別

「実態的差別」

- ・就業や教育の機会均等が実質的に保障されていない、住宅、道路等の環境整備が立ち遅れているなど

「心理的差別」

- ・差別的な言葉や態度で相手をさげすんだり、偏見から結婚や交際をさけるなど

2 同和対策の経緯(1)

同和対策審議会答申(1965(昭和40)年)

- **生活環境の改善**
- **社会福祉の充実**
- **産業職業の安定**
- **教育文化の向上**
- **基本的人権の擁護 など**

2 同和対策の経緯(2)

特別措置法

1969(昭和44)年

同和対策事業特別措置法

1982(昭和57)年

地域改善対策特別措置法

1987(昭和62)年

**地域改善対策特定事業に係る国の
財政上の特別措置に関する法律**

2 同和対策の経緯(3)

特別対策の概要

①環境改善事業

- ・下水排水路の整備
- ・道路、橋梁の整備・改良
- ・公園・児童館の整備
- ・住宅の建設

2 同和対策の経緯(4)

特別対策の概要

②個人給付的事業

- ・生活資金の貸付
- ・同和対策特別融資
- ・住宅新築資金等の貸付
- ・高等学校・大学等進学奨励金

2 同和対策の経緯(5)

特別対策の概要

③ 団体活動費補助

- ・同和問題に対する啓発研修
- ・同和団体の活動費

④ 相談員設置事業

- ・生活相談員設置費補助
- ・教育相談員設置費補助
- ・経営指導員、職業相談員の設置

2 同和対策の経緯(6)

特別対策の概要

⑤ 人権同和教育・啓発

- ・学校における人権・同和教育
- ・県職員、学校の教職員に対する
人権・同和研修
- ・人権啓発事業の実施 など

2 同和対策の経緯(7)

特別対策の終了

- 2002(平成14)年3月
地域改善対策特定事業に係る国の
財政上の特別措置に関する法律が
失効し、国の特別対策が終了
- 以後、地域の施策ニーズに対しては、
所要の一般対策を講ずることで対応

2 同和対策の経緯(8)

特別対策の成果

- 「実態的差別」の解消を図る
生活環境の改善など物的面での
大きな改善
- 「心理的差別」解消に向けた取組み
も進んだものの課題は残った

2 同和対策の経緯(9)

人権教育・人権啓発としての取組みへ

1997(平成9)年以降、

同和問題にかかわる差別意識の解消に
向けた取組みを、すべての基本的人権を
尊重していく人権教育、人権啓発の一環
として推進

3 現在の同和対策(1)

人権教育

- 初任者研修、人権教育指導者養成研修等で、人権課題のひとつとして紹介
- 県立学校の人権教育校内研修のテーマとして指定し、教職員に対して研修を実施
- 児童生徒向けのワークシート集に人権課題のひとつとして掲載
- 就職、進学における不適正事案への対応

3 現在の同和対策(2)

人権啓発

- ・人権全般の啓発の中で、様々な人権課題の1つとして紹介
- ・人権啓発イベント等での啓発活動
- ・県ホームページでの啓発・情報発信
- ・啓発冊子の配布

3 現在の同和対策(3)

相談事業

①人権相談

- ・法務省の人権擁護機関による
 - ・人権相談
 - ・人権侵犯事件調査処理規程に基づく救済措置

3 現在の同和対策(4)

相談事業

②生活相談

- ・神奈川県地域相談連絡協議会による生活相談事業(県補助事業)
 - ・各団体支部相談員の活動への支援
 - ・困難事案に対する直接対応

4 同和問題の現状(1)

人権侵犯事件

・同和問題に関する人権侵犯事件数の推移

(法務省統計資料)

	2006年 (平成18年)	2011年 (平成23年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)
全国	171	137	85	117	93
神奈川県	7	3	1	1	0
東京都	2	0	3	2	1
大阪府	37	9	7	7	2
愛知県	5	15	3	0	2

4 同和問題の現状(2)

人権侵犯事件

人権侵犯の状況(法務省公表資料)

公営住宅の掲示板における差別的文書の掲示(平成27年)

公営住宅の掲示板に、同住宅の住民を同和問題を引き合いに出して中傷する内容の文書が掲示された。

同和地区出身であることを理由とする差別(平成26年)

同和地区出身であることを理由として交際相手の両親から結婚に反対された。

4 同和問題の現状(3)

意識調査

「**人権擁護に関する世論調査**」(2012(平成24)年 内閣府)

**Q.同和問題に関し、現在、どのような
人権問題が起きていると思うか**

- ・**結婚問題で周囲の反対を受けること(37.3%)**
- ・**身元調査をされること(27.8%)**
- ・**差別的な言動をされること(24.9%)**
- ・**就職・職場で不利な扱いを受けること(23.2%)**

4 同和問題の現状(4)

意識調査

神奈川県「県民ニーズ調査」(2013(平成25)年)

Q.あなたは、仮に、日ごろ親しくつきあっている職場や近所の人が同和地区出身者であることが分かったとしたら、どうしますか。

- ・これまでと同じように親しくつきあう(86.6%)
- ・表面的にはつきあうが、できるだけつきあいはさけていく(6.7%)
- ・つきあいをやめる(0.3%)
- ・その他(4.0%)

4 同和問題の現状(5)

意識調査

神奈川県「県民ニーズ調査」(2013(平成25)年)

Q.仮に、あなたにお子さんがいるとして、そのお子さんの結婚する相手が同和地区出身者であると分かったとしたら、どうしますか。

- ・子どもの意志を尊重して結婚を認める(61.4%)
- ・親としては反対するが、子どもの意志が強ければ結婚を認める(22.0%)
- ・家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない(4.3%)
- ・絶対に結婚を認めない(2.0%) ・その他(10.2%)

4 同和問題の現状(6)

インターネットの悪用

- インターネット上で、特定の地域をかつての同和地区（被差別部落）であると指摘するなど、部落差別に関して、不当な差別的取扱いを助長・誘発する恐れのある情報が掲載されている。
- 法務省では、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなどの対応に努めている。
- しかし、ネット上に公開された情報を完全に削除することは困難であり、新たな問題となっている。

5 部落差別解消法(1)

- **部落差別の解消の推進に関する法律**
(2016(平成28)年12月16日施行)
- 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化
- 部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することが目的
- 国及び地方公共団体の責務を明記

5 部落差別解消法(2)

国及び地方公共団体の責務

(国の責務)

- ・部落差別の解消に関する施策を講ずる
- ・地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う

(地方公共団体の責務)

- ・部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める

5 部落差別解消法(3)

部落差別の解消に関する施策

- 相談体制の充実
- 教育及び啓発
- 部落差別の実態に係る調査
(国が地方公共団体の協力を得て調査を行う)

6 今後の課題

参議院法務委員会における附帯決議

教育及び啓発を実施するにあたっては、
当該教育及び啓発により新たな差別を生む
ことがないように留意しつつ、それが真に
部落差別の解消に資するものとなるよう、
その内容、手法に配慮すること。